大阪府指定出資法人評価等審議会（第８回）

■と　　き　令和８年８月４日（火曜日）15：00 ～ 17：00
■と こ ろ　Web 開催
■出 席 者　新井　康平（大阪公立大学大学院　経営学研究科　教授）
　　新生　雅則（F&Link 株式会社　公認会計士）
　　小沢　貴史（神戸大学大学院　経営学研究科　教授）
　　西川　和予（株式会社　勁草パートナー　中小企業診断士）
　　村井　恵美（恵み法律事務所　弁護士）
　　山口　朋子（株式会社コングレ　監査役）
　　米村　紀美（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社　マネージャー）
議　　事　指定出資法人の令和７年度経営評価結果について
　　（１）大阪府道路公社
　　（２）大阪府土地開発公社
　　（３）大阪府住宅供給公社
　　（４）（公財）大阪府文化財センター
　　（５）（公財）大阪府育英会

（１）大阪府道路公社

事務局から、令和７年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

委　員：貸借対照表から、令和 7 年度は投資有価証券を約 89 億円購入したものと推測されるが、主にどのような商品を購入したのか。

部　局：購入した投資有価証券は国債である。従来、法人の余裕資金は銀行の定期預金を中心に管理していたが、資金を預け入れる場合のリスク分散を図る観点から、満期を迎えた定期預金を国債に振り替えた。

委　員：国債の受取利息は、損益計算書上、どこに計上されるのか。また、国債の金利はどの程度であり、国債への振替によって受取利息は令和 6 年度と比べてどの程度増加したのか。

部　局：受取利息は、損益計算書の有料道路事業収入のうち、業務外収入として計上している。具体的な金利の数値は持ち合わせていないが、受取利息については令和 6 年度と比べて増加したと聞いている。

委　員：国債の購入時期によっては、令和 7 年度の収益への影響は限定的で、令和 8 年度に大きく現れる可能性もあるが、いずれにしても、法人の収益に相応の影響を与えるものと考えられる。国債への振替による受取利息の増加が収益に与える影響について、「5．財務状況」の分析・評価欄に追記してほしい。

部　局：国債への振替により、令和 6 年度と比べて受取利息が増加したことは事実である。一方、今回の振替は、多額の資金を管理する上でのリスク分散を目的として行ったものであり、その結果として受取利息が増加したものである。収益の増加要因として記載するかどうかについては、改めて法人と検討する。

委　員：現金預金が約 88 億円減少し、投資有価証券に振り替わっているにもかかわらず、分析・評価欄に具体的な記載がないのは、読み手に対して少し不親切に感じる。説明のあった資金運用上

のリスク分散の観点から、定期預金を国債に振り替えた旨についても併せて追記してほしい。

委　員：北大阪急行線の箕面方面への延伸後も、箕面有料道路の交通量に大きな影響はなく、引き続き同道路の利用価値は高いと理解してよいか。

部　局：箕面有料道路は、供用開始から約 20 年が経過しているが、国道 423 号のバイパス道路として、現在も 1 日当たり約 1 万 1,000 台の利用がある。有料道路事業の残存期間は約 20 年あるため、引き続き、法人による利用促進及び経営改善を進め、計画的に建設費を償還するよう、府として指導・助言していきたいと考えている。

委　員：令和 8 年度の箕面有料道路の計画交通量が、令和 7 年度実績を下回っているのはなぜか。

部　局：令和 7 年度は、中国自動車道の老朽化に伴うリニューアル工事の影響により、箕面有料道路を経由して新名神高速道路を利用する迂回交通が増加したことが、実績が計画を上回った一因である。令和 8 年度の計画策定に当たっては、料金収入と支出のバランスを考慮する必要があるため、迂回交通による増加分は不確定要素として慎重に見込み、計画には織り込んでいない。このため、令和 8 年度計画は令和 7 年度実績を下回っているが、交通量は徐々に増加していることから、令和 7 年度計画よりも高い水準に設定している。

委　員：箕面有料道路の高速道路会社への早期移管については、以前から大阪府行政経営の取組みの方向性として掲げられているが、具体的な移管時期は想定しているのか。

部　局：移管には移管相手をはじめ関係者との協議・調整が必要であるため、現時点で具体的な時期や目安を示すことはできない。移管に向けては、箕面有料道路が広域ネットワークとして重要な路線であることを関係者に示していく必要があるため、引き続き利用促進等に取り組んでいる状況。

委　員：移管時期は、法人の判断や移管に向けた取組姿勢によって決まるのか。

部　局：移管に向けて法人と府で整理する事項もあるが、実際の移管にあたっては、移管を受ける相手方との協議・調整を経て、その同意を得る必要がある。

委　員：「6．R7 年度 経営目標の達成状況」に関して、「コスト縮減額」は目標 2,600 万円に対して実績 2,700 万円、「新たな収入の確保」は目標 200 万円に対して実績 380 万円となっているが、それぞれの成果測定指標の実績額は、財務諸表のどこで確認できるのか。

部　局：「コスト縮減額」は、損益計算書の費用のうち、有料道路事業費に含まれる維持管理費に関係し、「新たな収入の確保」は、収益の有料道路事業収入のうち、業務外収入に関係する。ただし、各取組みの効果額を区分して表示していないため、現行の損益計算書から、当該実績額を直接読み取ることはできない。

委　員：目標の達成状況が評価点に反映されるにもかかわらず、実績額の算定が法人自身のみに委ねられ、外部からはその妥当性等を全く確認できないことには、少し違和感がある。どの取組みにより、どの程度のコスト縮減や収入確保が図られたのか、例えば、求めに応じて内訳を明確に示せるようにしておくなど、今後に向けて検討してほしい。

（2）大阪府土地開発公社

事務局から、令和７年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

委　員：貸借対照表では長期借入金が大幅に増加している。新規の用地取得に伴うものと考えられるが、現金も保有している中で、借入金が増加した理由を教えてほしい。

部　局：令和 7 年度末の長期借入金残高は約 103 億 3,500 万円となっており、令和 6 年度から増加している。借入金は、府の事業計画に基づき法人が用地を先行取得するための資金として調達しており、その残高は、府による土地の買戻しの状況にも影響を受ける。令和 7 年度は、借入額が返済額を上回ったことから、借入金残高が増加したもの。

委　員：府の事業計画に基づく用地取得に必要な資金を調達し、府による土地の買戻しの状況に応じて借入金を返済した結果、令和 7 年度は借入額が返済額を上回り、借入金残高が増加したという理解でよいか。

部　局：そのとおり。なお、損益計算書上、公有地取得事業収益は令和 6 年度の約 25 億 8,000 万円から令和 7 年度の約 61 億 4,000 万円へ、約 35 億 6,000 万円増加している。この収益の増加は、府が予算を確保し、法人が保有する土地の買戻しを進めたことによるものである。

委　員：「7．法人による評価結果」において、「効率的な用地取得」について、用地交渉の難易度が高まる中、地権者の事情を踏まえた丁寧な説明と粘り強い交渉により目標を達成したと記載されている。今後の用地取得にも生かせるよう、難しい案件を契約に至らせた具体的な対応や成功要因について、さらに深掘りして分析してはどうか。

部　局：ご意見のとおり、難しい案件をどのように契約に結び付けたのかを分析することは、今後の用地職員の育成に当たって非常に参考になると考えている。こうしたノウハウを法人内で分析・共有し、今後の取組みにつなげていきたい。

委　員：「6．R7 年度 経営目標の達成状況」に関して、「用地取得に係る人件費比率」が目標値 9.86％に対して実績値 7.97％となり、目標を達成している。この比率が低下したのは、用地取得の件数や規模が増加したことによるものか、それとも、近年の地価上昇によって用地取得額が増加し、相対的に人件費比率が低下したことによるものか。

部　局：令和 7 年度は、令和 6 年度と比べて契約件数が増加し、それに伴って用地取得額も増加したことにより、目標を達成できたものと考えている。令和 6 年度は、用地取得額が目標に達しなかったことに伴い、「効率的な用地取得」の戦略目標の下で設定している「用地取得の進捗率」についても未達成となったが、令和 7 年度は用地取得額の目標を達成したため、両指標の達成につながった。

委　員：地価上昇によって用地取得額が増加したのではなく、契約件数や用地取得量が増加した結果、「用地取得に係る人件費比率」が低下したという理解でよいか。

部　局：そのとおり。なお、用地取得額は不動産鑑定士による土地の鑑定評価額に加え、土地上の建物や工作物等の補償額を基に算定している。このため、一般的な市場価格の上昇が、そのまま用地取得額の増加に直結するものではない。

（3）大阪府住宅供給公社

事務局から、令和７年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

委　員：「6．R7 年度 経営目標の達成状況」に関して、最重点目標である「借入金残高（実質残高）」の目標を達成していること自体は評価できる。その上で、借入金を過度に返済すると、法人の資金繰りや事業運営に支障が生じるおそれもある。借入金残高は、保有すべき現金預金の水準など、何らかのルールに基づいて決定しているのか。

法　人：日常の管理運営に必要な経費や修繕費については、毎月の家賃収入で賄っている。借入金につ

いては、今後、賃貸住宅の建替え等によるストック更新に必要な資金として調達するものである。現時点では、借入金や現金について明確な管理水準を定めているものではなく、こうした資金の流れを踏まえて事業を運営している。

委　員：今後は、主に賃貸住宅の建替えに必要な資金を借り入れることにより、借入金残高が決まっていくという理解でよいか。

法　人：これまでの分譲事業等に係る借入金もあるが、今後は賃貸住宅事業に係る建設資金の借入れが中心となる。

委　員：借入金残高の縮減という経営目標は、見方によっては、建替えを抑制すれば達成できるとも考えられる。目標達成のために、必要な建替えや住戸リノベーション等を抑制しているわけではないという理解でよいか。

法　人：ストック更新を行わなければ、家賃収入により借入金を継続的に縮減することは可能である。一方、保有する団地の多くは築 50 年を超えており、リノベーションや建替え、空き家修繕等に費用をかけ、長寿命化を図る必要がある。必要なストック更新と借入金残高の縮減とのバランスを取りながら、今後の賃貸住宅経営を行っていきたいと考えている。

委　員：「子育て・高齢者世帯入居件数」について、子育て世帯の入居促進と高齢者世帯の居住支援では、それぞれ社会的背景等も異なることから、1 つの成果測定指標としてまとめるのではなく、それぞれ別の目標を設定し、施策を検討する方が適切とも感じるがその点いかがか。

部　局：府としては、現在、子育て世帯と高齢者世帯を住宅セーフティネットの観点から一括りにし、いずれも重要な対象として、まとめて入居件数を計上しているところ。今後、今年度に予定している中期経営計画の見直しにおいて、それぞれ別の指標や目標を設定する方が適切かどうか、法人と検討し、適切な目標を設定できる場合には、そのような取扱いも検討したい。

委　員：「8．府の審査・評価の結果」の府の指導・助言において、中期経営計画の見直しにあたっては、「子育て・高齢者世帯入居件数」をはじめとする各目標について、目標水準等の適切な見直しを行うよう記載がある。これまで継続して目標を達成しており、達成があらかじめ見込まれるような目標を掲げ続けることには少し疑問があると、以前の審議会でも意見を述べたが、当該記載はこうした点も踏まえたものか。

部　局：ご指摘は、目標値の上方修正等を検討する余地がないかという趣旨であると認識している。この点、建設費、資材費及び人件費の高騰など、厳しい社会情勢によるマイナス要因もあることから、一律に全ての目標値を上方修正することは困難である。
例えば、「子育て・高齢者世帯入居件数」や「住戸リノベーション実施戸数」については、募集可能な住戸数やリノベーションが可能な住戸数、必要となる費用なども考慮する必要がある。その上で、こうした点も十分に検討した上で法人と協議し、中期経営計画の見直しの中で適切な目標値を設定するとともに、その内容を改めて報告したいと考えている。

委　員：目標を継続して達成していることは評価できるが、社会情勢の変化の影響を受けるのは他の法人も同様である。目標値について一定の上積みを検討する余地もあると考えるため、中期経営計画の見直しに期待したい。

（４）（公財）大阪府文化財センター

事務局から、令和７年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

委　員：「8．府の審査・評価の結果」の指導・助言部分に「幅広い年齢層の来館を促す」との記載があるが、現状どの年齢層に偏りがあるのか、またそれをどのような課題として認識しているのか説明いただきたい。

部　局：入館者は 60 代以上や遠足の児童生徒の来館が多く、20 代から 30 代の来館促進が課題と捉えている。その取組として、若年層に人気のあるコスプレイベントを開催し、新たな来館者層の開拓に取り組んでいる。

委　員：コスプレイベントは有効な取組だと思うが、対象が限定されるため、それ以外の若年層向け施策についても検討いただきたい。

部　局：大阪・関西万博で使用された茅を民家集落博物館の屋根の葺き替えに活用し、万博レガシーの継承をテーマとしたイベントや情報発信も実施した。ミャクミャクを活用したイベント等も行い、幅広い世代の来館促進につながったと考えている。今後も継続して取り組みたい。

委　員：同じく「8．府の審査・評価の結果」の「評価」部分に「今後は、入館者数の増加に向けたさらなる取組みの強化が求められる。」とあるが、評価というより指導・助言に記載すべき内容ではないか。また、令和 7 年度は万博の影響により校外学習等の来館者が減少した施設も見受けられる。法人による評価結果でも万博の影響による来場者数の減が記載されていることから、評価においてもその点を踏まえてよいのではないか。

部　局：いただいたご意見を踏まえ、評価について修正を検討する。

委　員：事業収益が大きく増加しているが、経常収益の内 95％を占める受託事業収益はどこからの受注によるものか。

部　局：埋蔵文化財発掘調査事業の受託収入であり、国、府、府内自治体、民間開発事業者が主な受託先となっている。

委　員：収益の大部分を占める重要な事業であるにもかかわらず、成果測定指標における配点が相対的に小さい印象を受ける。法人の維持継続には受託事業収益が不可欠であり、評価ウエイトを１０ではなく、もっと増やしてよいのではないか。

部　局：発掘調査事業は文化財保護行政を補完する重要な役割を担っている。また、調査成果を府民へ還元することも財団の使命であることから、現在の評価配分は一定程度妥当と考えているが、ご指摘を踏まえ検討していく。

委　員：「５．財務状況」の未払金の分析・評価について、「日本民家集落博物館における工事費未払による減」となっているが、「工事費支払による減」と考えられるので確認いただきたい。

部　局：確認する。

委　員：発掘調査事業の収益増加や利益の大幅改善は財務面で大きな成果と考えられるが、「8．府の審査・評価の結果」の評価には一切反映されていない。何か理由があるのか。

部　局：開発事業の動向に左右される面はあるが、大阪市の財団解散後に市内の発掘調査事業を積極的に受託しており、その結果には法人の努力による部分も大きい。適切に受託し、成果を府民へ還元している点については評価すべきであり、ご指摘を踏まえ修正させていただきたい。

（５）（公財）大阪府育英会

事務局から、令和７年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

委　員：成果指標である「償還金回収コスト」について、コストの内訳や集計方法が報告書等から把握しにくい。集計のプロセスと報告書等のどこに記載があるか教えてほしい。

法　人：正味財産増減計算書の中から債権回収に関する金額を抽出しているので、特にここを見ていただければというものはない。主に人件費や委託費、手数料等で構成されている。

委　員：審議会として成果指標を適切に評価するためには、コストの内訳や集計方法が分かる資料が必要である。今後は、算定根拠が分かるような資料の提示をお願いしたい。

委　員：事業報告書において債権が一般債権、貸倒懸念債権、破綻再生債権等に区分されているが、破綻再生債権等の厳しい債権はどれくらい回収できるのか。

法　人：破綻再生債権等のうち実質破綻先債権は予想損失率を５０％として貸倒引当金を計上している。この予想損失率は過去１５年間の実質破綻先債権の回収実績に基づいて算出したものである。

委　員：「３．主要事業の概要」の「事業計画及び事業実績」の奨学資金貸付事業について、貸付人数が減少しているのは少子化や高校無償化の影響があるのか。また、夢みらい奨学金等の給付事業については増加しているので、状況を教えてほしい。

法　人：少子化による生徒数減少に加え、高校授業料無償化の進展が影響している。一方で、夢みらい奨学金など給付型奨学金については寄附金の確保により事業を拡充しており、令和８年度は採用人数を１２０名から１５０名へ増員し、給付額も増額している。